

第十回 参議院通商産業委員会會議録第三十六号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)午
前十一時二十二分開会

委員の異動

五月二十四日委員松本昇君辭任につ
き、その補欠として黒川武雄君を議長
において指名した。

本日の會議に付した事件

○緊要物資の売払に關する法律案内
閣送付)

○硫酸アンモニア増産及配給統制法を
廃止する法律案内閣提出、衆議院
送付)

○計量法案(内閣提出、衆議院送付)
○計量法施行法案内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(深川榮左門君) 只今から
通産委員会を開きます。

先ず緊要物資の売払に關する法律案
の提案理由の説明を政府側からお願
いたします。

○政府委員(首藤新八君) 只今上程せ
られました「緊要物資の売払に關する
法律案」の提案理由について御説明申
上げます。

緊要物資輸入基金特別会計は、本第
十国会におきまして御賛同を得て設置
せられた次第であります。同会計は、
御承知の通り、政府において特殊
需要に應ずるため緊急に取得すること
を必要とする外国で生産せられた物資
で、民間貿易によつては輸入できない
もの乃至は輸入困難なものの取得及び
売払を行うことを目的とするものであ

ります。

而して、御承知の通り、最近輸入さ
れます稀少物資乃至は緊要物資の国内
価格騰貴の結果、いわゆる特需の調達
価格が高くなつて参りました。そのた
め特需の提供が困難乃至は不可能とな
るような有様でありまして、一面には
日米経済協力の障礙となり、他面には
少なからざる貿易外収入の減退を憂え
ねばならぬようになりましたので、こ
の際、緊要物資輸入基金を以て取得す
る物資については、必要に応じて輸入
原価に諸掛を加えた価格で特需の受注
者に払い下げることによつて特需の受
注を円滑にする必要があると考へるの
であります。

併しながら、「物品の無償貸付及び
譲与等に關する法律」によりますと、国
の物品を時価よりも低い価格で売り払
うことは、法律によつて定める場合の
ほかには許されないのであります。居りま
すので、緊要物資輸入基金で取得する
物資を時価よりも低い価格で売り払う
ことができるようにするためには、同
法律の特例を、新たに法律を以て設け
る必要があるのであります。これが、こ
の法律案を提案いたしました理由であ
ります。何とぞ速かに御審議の上、御
賛同を頂くことをお願いいたします。

○委員長(深川榮左門君) 只今通産
政務次官から抽象的な説明がありまし
たけれども、なお政府におきまして數
衍的な説明がありましたら御説明願ひ
ます。

○説明員(石井由太郎君) 提案理由に
つきましては、概括し今政務次官から

御説明申上げた通りであります。緊要

物資輸入基金特別会計は二十五億の資
金を以ちまして、外国で生産された物
質で、特需の用に充つるために必要と
するものを政府みずから輸入いたしま
して、これを国内に売払うことに運用
する資金會計でございます。国会の承
認を得ました資本金は二十五億、その
ほか事務取扱の経費といたしまして
歳入、歳出七千五百万円の予算を附せ
られておるのでございます。この會計
が成立しました當時は、政府の方針と
いたしまして輸出入はすべて民間貿易
によるの原則を立てておりました関係
上、特別なものでなければこの會計を
扱うことは予想されなかつたのでござ
います。最近、只今提案理由におき
ましても御説明申上げました通り、特
需の提供につきまして關係方面等より
いろいろ注意を受けておるのであり
ます。その一番大きな問題は、特需
の生産価格が高くなりまして、そのた
めに折角の国内に落ちるものでありま
うところの貿易外収入としての外貨
が、海を越えまして米本国等で調達さ
れてしまふことになるといふ事例がだ
んだん多くなつて参りました。何らか
の形で特需の適正な価格による調達を
可能ならしめる必要が起つて参つたの
であります。このうち一番大きなの
が何と申しましては資材費でございます
して、加工費その他は大体米本国等に
おけるコストに比べて決してこちらが
落ちるといふことではないのでございま
すが、資材につきましては稀少物資或
いは國際的に強く割當を行われておる

ような物資につきましては、教段の違

いがある。このようなことのためにこ
れを下げる方法を講じなければならな
いということに相成つたわけでござい
ます。たゞ「ニッケル等」につきまし
て特需の用途に向けるものだけに限り
まして特に安い値段を以て、我が国に
供給してくれるという意圖が明らかに
されました。この意圖に即応いたし
ました売払を可能ならしめるために
は、どうしても財政法の特例といたし
まして、原価で売り得るといふ承認を
国会から政府にいたしましては受けな
ければならぬことに相成るわけでござ
います。なおこの法律は財政法乃至
は物品の無償貸付及び譲与等に關する
法律の例外をなすものでございすか
ら、この例外法として制定すること
も法律形成としては考へられるわけで
ございす。又緊要物資輸入基金特
別會計法の改正という形で考へること
もできるものでございす。が、国の財
産の無償譲与等に關する法律は、御承
知の通り、或いは伝染病予防のための
血清の払下であるとか、或いは家畜増
殖のための種牛の払下であります。と
か、或いは不時の災厄の場合における
物資の廉價な払下といったような国民
生活一般に對しまして利益を与えるこ
とを考へた法律でございまして、特需
という特別な需要のために特に
安く払下げるという場合を規律する法
律としては適當でないと思へまして、
特に單行の法律を提出いたしました。御
承認を受けたいと考へておる次第で
ございます。

○委員長(深川榮左門君) 御質問ご
ざいせんか。

○山川良一君 差向きこれを適用しよ
うという対象になる物資はどんなもの
ですか。

○政府委員(首藤新八君) 現在も稀少
物資として且つ又而も非常に高いもの
になつてゐるニッケルであります。

○加藤正人君 二十五億という大し
たものじやないと思へますが、そんな
ことで賄えるお考えですか。

○政府委員(首藤新八君) ニッケルだ
けのあれですから簡単に解決できると
思つております。今後なお相當これに
類するものが日米経済協力の推進と共
に出て来はせんかという氣持はいたし
ておりますが、大体、併し二十五億を
三回ぐらゐに回転いたしますれば、或
る程度今後多少でもございましてこれ目
的達成するのではなからうか、こゝういふ構
想を持つております。

○加藤正人君 安く供給された物資を
政府の意圖に反してほかに流したよう
な場合には、この前ニッケルの御説明
のときでも、時価と、安く供給された
値段との差額の倍額を追徴するといふ
ようなことになつてゐるやうですけれ
ども、そういうことがわかつてからそ
ういふ処置がとられるのですか。あら
かじめそういうことを監視する機關で
もあるのですか。

○政府委員(首藤新八君) 当初御指摘
のような差額の倍、或いはそれ以上の
何といひますか罰則的な追徴金を取る
ということも考へたのでございす
が、これは立法上面白くないといふこ

とで、現在のところでは臨時物資供給調整法を適用いたしまして、この面を取締つて行きたいと、かように考えている次第であります。

○栗山良夫君 対象物資は当面はニッケルだけだという話ですが、大体予想しておられる物資はどういう物資でありますか。

○政府委員(首藤新八君) まだばつきりいたしませんけれども、現在もニッケル同様に稀少物資として獲得困難なものは、コバルト、コッソリン・リントール、合成ゴムというようなものも今後こういう同じ制度によつて適用するところがないのじやないか、こう考えます。

○栗山良夫君 こういう工合にして時価と離れた特定価格を法律で以て定めるわけでありますが、そういったした場合にこの物資の買取りによつて生産をいたした品物の価格というものは、やはり国が統制をすることになりますか。或いはそういうものは完全に自由に放置されるのか、その点を伺います。

○政府委員(首藤新八君) 大体こういう法案によつて制約を加えた原料は、日米経済協力の線に包括されるアメリカ側の発注に適用いたしたいとかように考えておるのでありますが、そこで今後それではどういふ価格になるかという点であります。これは軍のほうの相当の関与がありまして、入札をする。要するに競合い価格で落すということになつておるのであります。而も現在のところは非常に日本の物価がインフレ的關係上、競争に負けるのではないかという不安が多分にありますので、こういう面に特殊の措置を講じまして、そうしてこの国際競合いに

負けない態勢をとりたいということがこの法案を作つた大きな原因であります。従つて価格も当然国際価格にマッチするというのが根本原則と相成つて参るのであります。別の方面で価格を設定しなくても、当然こういう安い原料を使わなければ国際価格にマッチできないということになります。この問題は余り問題なく推進できるのではないかと、こう考へております。

○栗山良夫君 そういたしますと、特需に對して入札をする業者というものは、ニッケルでありますならばニッケルの割当を受けた業者に限定をされるのですか。その入札はどういうことになりそうですか。

○政府委員(首藤新八君) ニッケルを必要とする製品の受注したもので、これを対象といたします。

○栗山良夫君 注文を受けた者でありますか。

○政府委員(首藤新八君) そうであります。今ニッケルの製錬法案が出ておりますが、あつたふうな一般の市場価格、或いはそれよりも高くなるかわかりませんが、運搬をしておるような工場が、一般民需をやつておる工場が、たまたま特需の入札をいたしたい、そういうふうな場合に、その入手すべきニッケルが確保できるかできないかという見通しがなか／＼困難に陥つて、入札競争に遂に負ければならないという現象が起るような恐れはあります。

○政府委員(首藤新八君) この特需に對するところの受注者に対して、あらかじめこういう資材は格安の価格で支給するということを前以て周知徹底の方法をとつております。

○栗山良夫君 この法律によると、「当該物資の買入代金及び当該物資に係る輸入諸掛、保管料事務取扱費その他の諸掛の合計額を下つてはならない。」とありますが、こういうような計算と申しますか、作業は如何がやるのでありますか。

○政府委員(首藤新八君) 政府がこれに當りたいと思つております。

○栗山良夫君 それは一般経験者等の意見、或いはその他こういうことに適當な人の意見を聴取されたの上でですか。或いはそういうことがなくただ政府で決定されるのですか。その辺の要領は……。

○政府委員(首藤新八君) この特別基金による輸入をいたすのでありますから、原価も諸掛もすべて正確な数字が把握できることに相成つておるのでありますから、その数字を根拠といたして計算をいたしたいと、かように考えております。

○樽本英吉君 ちよつとお伺いします。今御説明を承りますと、国際市場での価格競争に堪えられないからこういう措置をとるのだということですが、他の物資であつても、国際市場で価格競争ができないものに対して、国家資金を投入したり、或いは国際競争に堪えられないような措置を講ずることは、他の事業であつてもできるのですか。

○政府委員(首藤新八君) 目下のところは主として日米経済協力というものの線に沿つた特需の発注に對して、これを適用いたしたいと考えているのであります。而も資材の面で非常に余裕があるということに相成りますれば、又別の御指摘のような考え方も起るかも知れません。目下のところではこれらの資材は極端に低底いたしておりまして、他の産業に転用すべき余力はないのであります。一応そういうことは考へていないのであります。

○樽本英吉君 それは日米経済協力の線というところで、米国の需要に應ずる物資に限つて、そういう国家援助を与えていいということ、他国、米国外の他の国との競争に堪えられないような事情が起つた場合には、これは別だと、それはできないのだという考へでしようか。

○政府委員(首藤新八君) 御指摘の通りであります。

○栗山良夫君 只今伺つているお話は、私も完全にわからない点は、国際価格へ大体精寄せするといふ、価格面だけではないような気がするのです。その点をもう少し御説明頂きたいと思ひます。ニッケルというものを、使う、まあどういふ特需品があるか、知りませんけれども、そういう特需品の中で、ニッケルをこれだけ安く抑えたために、その生産原価にどの程度影響を及ぼすのか、私は各特需品の中でニッケルが占める生産原価というものは非常に低率なものじやないかと思ひます。今政務次官のおつしやつたように、鉄その他一般材料、そういうものは非常に国際価格と比較して割高にある。そういうところへニッケルをこれだけ安く注ぎ込んでみたところ、到底国際価格に納寄せはできない

と思ひますが、どのくらいの状況にあるのかおわかりになつたら御説明を願ひたい。

○政府委員(首藤新八君) 非常にむずかしい御質問でありますから、的確なお答えはできません。思ひますが、ニッケルを特にこういう措置を講じましたのは、大体ニッケルの現在の国際価格は四十万円、それに諸掛を加えまして、五十万円をこゝで売ることができるとあります。然るに時価は大体三百万円至極く小口の売買値段は四百五十万円、五百万を唱へているような状態になつておりました。国際価格との開きが多過ぎる、これを安く売ることがあります。従つて然らばこれを安く売ることによつて、原価にどういふ影響があるかということになります。

これはその品によつて、ニッケルの占めるパーセンテージによつてそれ／＼異なります。簡単に申上げかねますが、原価と時価との開きが余りにも大き過ぎるということ、その時価のままこれを使用しましたならば、常識的に考へても国際価格にマッチできないのじやないか。もう一つはニッケルの獲得が、一般の民間では実際問題として困難であります。御承知の通りカナダでできるだけで、ほかの所では殆んど……、フランスに多少できますけれども、これは両方とも民間貿易では絶対に入手ができないのであります。近く若干入ります。これも関係筋の特別の配慮によりまして、特にこういう方面に使用するという条件の下に許されるということになつておりますので、特にニッケルに對して当面かような措置が必要であらうという考へ方からこういう措置をとつ

たであります。

○栗山長夫君 入手難であるということは私もよく承知をしております。入手難と価格の問題とは私は別だと思っております。今あなたのおつしやるように、国際価格に調整をするために、ニッケルが割高であるから、これは国際価格のほうに流してやろうというふうに考えるならば、その他の主要資材に対しても、やはりそれと同じ考えでもつて国が操作されなければ、国際価格には私はなかなか調整できないと思う。それで今ニッケルは、生産原価にどの程度の比率を占めておるかということはおわかりにならないとおつしやつたのですけれども、これはベヤリングにしてもその他の特需品については、もうすでに統計的なものがあるはずなので、それから大体何パーセントになるかということは十分おわかりにならないけれども、私は思っています。そこで今ここで即答が願えなければそれは一つ後ほど出して頂きたいと思っております。ですから結局価格の操作を、国際価格への操作だけじゃなくて、そのほか何か目的がありではないか、そういうことを私は何とおつしやるわけなんです。どうももう少しよく御説明願って、価格操作だけの問題であるということがはつきり立証できれば私は承知いたしますけれども、そのほか何か問題があるのじやないか、そういうことをお伺いいたします。

○政府委員(首藤新八君) 先ほど申し上げましたように、時価と輸入価格の開きが余りにも甚だしい。そうしてその時価のものを使用いたしますれば、常識的に考えて国際価格にマッチできないであろう。而もこれを特別資金によ

つて輸入いたしますために、国家が時価で売らなくても損をしない範囲において輸出の増進、いわゆる外貨の獲得のためにこういう措置を講ずることがいいのではないかと。又必要ではないかという点、更に又日米経済協力の線までできる限り促進するような態勢を整えまして、以て日本経済の自立、或いは又経済の向上という点に、こういう面からも可能ならしめるような間接な措置を講ずることが必要であるという考え方にしておるものであります。

○栗山長夫君 そういたしますと、三月のときの御説明では、アメリカから入つて来るニッケルを国内の時価にほぼ近いような価格で売りまして、そうしてこれによつて国内のニッケルの足りない分を充足するということを、一応政府の考えとして私も聞いたわけですが、その考えと今の考えとは大分違つておるようなんです。私は先ほどから申し上げておるうちに、或るほどニッケルだけではアメリカの価格と国内市場価格に非常な差があることは知つておりますけれども、その価格をそれだけ差があるから、特需品にすぐ大きな影響を及ぼすものとはちよつと考えられない。例えば化学工業の触媒に使つておる白金なんかにつきましても、非常に高価なものでありますけれども、これは別にそう大して原価に影響を及ぼすようなものではないわけでありまして、こういうことは化学生産品に入つて来るニッケルは極めて微量になるからそういうことになる。このところはどうもちよつと納得できかねる。ただ、今ここで政務次官のおつしやつた一番重要な日米経済協力の促進のためということをおつしやつたの

ですが、その意味をもう少し具体的にしておつしやつて頂きたいと思つております。これはやはり価格の問題とは少し別な問題だと思つておるのです。

○政府委員(首藤新八君) 三月にニッケル助成法を出したという考えの下に、当時案を作つたのであります。その輸入品と時価との差をこれに充てたいという考え方を持つておつたことは御指摘の通りであります。併しその後情勢が非常に変化いたしましたので、特に最近において日米経済協力、これを強力に推進する、それがためには日本の物価が著しくインフレ的であつて、このままでは到底アメリカに対して輸出が困難である。従つて本当に日本が日米経済協力に忠実にこれに協力するならば、日本の物価をできる限り低くすることが前提であるという、強い要請が何回も政府のほうにあつたのであります。こういう要望に応え同時に又日本の品物をできるだけ安く且つ広く販路をこの機会に拡充したいという考えから、これがためにはこういう措置を講ずることがいいのではないかと。という案は考えの下に立法いたしましたのであります。そこで一方内地のニッケル製錬助成に關しましては、すでにお手許に法案を差上げてあります。通

り、別個の措置をとつても時価よりも遙かに安い原価で供給できますので、これは国内或いは一般の輸出向けに振向けることが適當であらう。こういう考えの下に進んでおるのであります。別に大きな理由はその他にはないのであります。

○栗山長夫君 特需だけに限定してもいいわけですが、まあ今の言われるところによりますと日本に発注するところの特需というものは、アメリカ価格の10%引ぐらいが好ましいというのを言われておるようであります。こういうふうな考えで以て進むとするならば、今政務次官のお話の最も中心になつておるところなんでありまして、従つてこのニッケルだけでなく、その他のいろいろな主要物資について、これは輸入基金の關係でないと思つても、けれども、そういうものについても特段の措置を政府がせられなければ、私は目的を達成し得ないと思つていますが、その点如何ですか。

○政府委員(首藤新八君) この特別基金は、すでに御承知の通り民間では輸入できないもの、又困難なものは政府のこの基金を使用することによつて可能ならしめるといふ一線は実は引いておるのであります。御承知の通り現在の輸入は民営を原則としていたしております。できるだけ民営によつて輸入をいたしたい。併しそれがどうしてもできないもの、国内で絶対に必要なものに関しまして、この基金を使用したい。かように考えておりますから、今後これに該当するような原料の輸入が非常に必要な場合には、ニッケル同様そういう措置を講じて参りたい、かように考えております。

○栗山長夫君 特需品或いは新特需品、そういうものの物資は全部アメリカから支給されるわけではなく、国内でやはり調達することになると思つて、従つて政務次官の言われる日米経済協力の促進というものは、輸出特需品の輸入価格を下げることであります。国際価格への調整をすることにあると、こういうふうな場合におつしやつた場

合に、ニッケルのような入手困難な金属に対してはこういうような方式をとられることは私もよくわからないではないのですけれども、その他の一般の民間輸入をされて来る物資が国内で非常に国際価格を上廻る状態にある。それで生産されて来る品物というものは国際価格より上廻りますから、従つてアメリカの考えでおられる特需の発注に應ずるところの入札価格に適合しないようになる。従つてそれをどうされるおつもりですかというのを私は伺つておるわけです。ニッケルだけに限定されないで特需品全体のことを御説明願いたい。

○政府委員(首藤新八君) 民営で殆んどの原材料は輸入ができておるのであります。が、これらのもので内地の国際価格よりも非常に割高であるというものは殆んどないのではないかと。併し先ほど申し上げましたコバルトであるとか、或いはモリブデンであるとか、極く少量のものがあります。これは現在のところ民営で獲得が困難な状態でありまして、別個にこれが獲得の方法については現在検討いたしております。一般の民間輸入原料の非常に割高のものは他には余りないと思つております。

○栗山長夫君 鉄鋼とか鋼材或いは石炭なんかはどうですか。

○政府委員(首藤新八君) 鉄鋼が非常に国際価格よりも高いという御指摘であります。これは御承知の通り中共貿易の中断から鉄石或いは粘結炭等を遠くアメリカから大分供給を受けております。従つて支那から供給を受けております場合には、運賃がセドル前後で済んでおつたものが、現在は二十ドル近くも運賃を払わなければならん。こ

れが一番値段を高くした大きな原因であり、従つてこのインフレ抑制のため国際価格よりも、余りにも高いという司令部側からの要請もありますけれども、特殊の事情、即ち日本だけが安くなければならぬ特殊の事情がありますので、こういうものに對しましては、できるだけ生産の合理化、或いはその他の諸かき等における節約等によつて原価を安くいたすには方法はないのでありまして、こういうものに国家が助成するということは現在の国家財政の状況から見ましても困難である、かように考へております。

○栗山良夫君　そうしますと、特需品の主要構成資材たる鉄鋼・銅材等が国際価格より非常に高いということをお認めになりました、そうして而もそういう高いもので生産された特需品というものが国際価格に納寄せなければならぬという原則も述べられた。そうして而もそういうことにするためには、企業の合理化をしなければならぬ、こういうことをおつしやつた。そうしますと、合理化の内容というものを大体どういう程度にやるつもりにお考えになっておりますか。

○政府委員(首藤新八君)　これも非常にむずかしい問題であります、取らねえ政府といたしましては設備の改善、いわゆる近代化によるところの能率の向上、そうしてその面におけるコストの引下げ或いは一般の経費の節約等々に重点を置いて行政的に指導をして、合理化を進めるかように考へております。

○栗山良夫君　この設備の改善、経費の節約、この経費のうちには人件費も勿論入ると思いますが、そのうちでど

こに一番重点を置いて行かれるのであります。

○政府委員(首藤新八君)　重点を置くということになりますれば、やはり設備の改善、いわゆる設備を近代化したして能率をできる限り増進するということが、合理化の目的に副う一番大きな対策だと考へております。

○栗山良夫君　設備の改善は私ども大体伺つておりますが、鉄鋼にしても、或いは機械工業にしても、やりたくて業者は困つておられるけれども、その機械の輸入もうまく行かない。国内で生産される工作機械もうまく行かないというふうなことで非常に困つておられるのですが、こういうものはしばしば合理化を口にするときに何うことで、もう常識語になつておられますが、こゝまで話をずつと突込んで来たわけですが、実際に政府は生産と設備の改善というものを政策的にどういう工合におやりになるかということが大体決定されておるのですか。今のような常識的の合理化でなく、政策的として具体的に……。

○政府委員(首藤新八君)　或いはこの国会に近代化法案が議員提出で提案されるものと考へておりますが、若しこれが提案されれば、内容を御了解願えらるゝと存じておるのであります。一応その内容は積極的に機械の輸入を有利にできますように、それがためには免税措置を講じまして、又機械購入のための積立金に對するところの免税等の措置によつて、おおむね半額くらいは免税措置によつて補償されたいというふうな法案を議員提出で現在用意されておるのでありまして、これが今国会で通過いたしますれば相当今後新

らしいいわゆる近代的な機械の輸入が促進されるのではないかと、こういうふうな期待を持つておるのであります。

○栗山良夫君　昨日も実は安定本部の長官と少し議論したのですが、途中で時間もないし、果てしもないから途中でやめたのですが、結局こういう工合に合理化をやつて行きますと、国内物価はなか／＼上昇しておる。生活水準は下つて行くということになるのですが、今お話を聞いておられますと、やはり経費の節約ということが相当中心点になつて来ておるし、わけでもそれに朝鮮事態が勃発する直前の状態から直後の状態をずつと考へてみますと、人件費の節約ということにしても、労働能率の向上という名目で以て相当な押り方が労働力或いは労働賃金の面で行われておるのでありますが、そういうものは更に現内閣としては強化して行く、そういう方針でありましようか、どうでしょうか。

○政府委員(首藤新八君)　能率の向上という問題につきましては、できるだけそれを強化いたして参りたい。そうして原価をできるだけ下げたいという気持を持つておられますが、それだからといつて労働者の賃金が低下するといふようなことは毛頭考へていないわけでありま。

○小野義夫君　これは何じやありませんか、大分今の質疑応答で少し問題が拡大されたやうでありますけれども、私はそれは政府は安く売るといふことに非常に疑念が起つて、国民の不安を呼ぶから、原価で仮に仕入れて原価で売れという命令ではないのですけれども、これで儲けられては困る、お前の

ほうへやつてあるものをこれで儲けてやらねえや困るというところが、この立法の基礎になつておると私はまあ拝察するのであります。でありますから今後私どもの考え、栗山氏の質問の要旨もまだ／＼これから特需がだん／＼殖えて参ると、その特需を受けるときには、非常に高度の鋼が必要だ、ところがその鋼がない、その鋼をつけてやるからといつて鋼を持つて来た場合には、それで儲けるといふことはできないのです。まあ特需というものは、元来金よりも物をこちらにつけてもらうことが、まあ特需の日本協力経済の中に資金よりも我々は物に重点を置いておるので、この場合に物をできるだけ特需ではたくさん向うから安く頂戴したい。それについては政府は儲けてはいけないうのだから、又ほかの我々の一般の輸出にそれを寄与するということも私は余りいいことではないかも知れない。そういう意味におきまして、これは儲けられないといふことの事情から、政府は原価で売つてもいいのだ、市価よりそれは格段安くても原価で売り得るといふところに立法の趣旨があるのではないかと拝察するのであります、さういふ意味でありますれば、我々はいろ／＼な原料について、そういう場合においては、やはり本法の趣意によつて、政府が利益を取らずにだん／＼と原価同様で特需品の材料に、ニッケルに限らず、すべての諸物資について同様のお考えを持つことが希望であると思ひますが、その点は如何ですか。その点はさうすれば栗山委員の狙いもそこにあると思ひますが……。

○政府委員(首藤新八君)　先ほど栗山

委員に申上げました通り、根本の目的はインフレを抑制したい。できる限り安い価格で輸出の増進をやりたいというところが原則的な目的であります。と同時に小野委員の御指摘なされた通り、政府はこれを利益を取つて、そうして物価を上げるような措置を講ずることは避けなければならぬ。要するに経済の向上、それが要するにその輸出の促進であります、それがためにはできるだけ原価を安くせねばならぬといふ建前から、同時に政府は利益を得なくてもいいという考えの下に、こういう措置を講じたのでありますから、今後これに類するような原材料がありましたならば、先ほど申上げました通り、これと同様の措置を講じて行きたい、かように考へておるのであります。

なお、この機会に申上げて置きたいと思ひますのは、先ほど栗山委員の御質問の中にありましたが、ニッケルは多量に政府が輸入しなければ民間では輸入が困難であります。従つてこういう措置を講じたのであります、なおその他の鉄鋼も含めましてできる限り原価を安くしなければならぬ。それには先ほど申上げたやうな、現在のやうに遠隔な地から原料を輸入してやりましては、合理化によつてもさう大した原価の引下げは困難ではないか。結局原価を引下げます一番大きな対策は成るべく安い原材料を獲得するということ以外にはないのではありません。そこで東南アジア方面におけるところの地下資源の開発を今後積極的に推進いたしまして、これには日米経済協力の線によつて、米国の金融の措置も相当便宜を与えられまうな情勢にあります。

高くなつて、従つて過剰額の値が高くなつたからということで補助金が出されておるのであります。大蔵省の全体のこの補助金政策を打切つという大きな政治の方向から申しますならば、当然打切つて行くのが私は本旨であると考えているのであります。すでにこの補助金は曾つては一トソに對し

て五千何百円しておつたものが今日においてはずで二千何百円というふうだん／＼と補助額は減減して参つておるのであります。従いましてこの業界は今日のような補助金をもらうという、それに参つて、補助金と参つて、その参つては、不可分一体のものであるかのごとき情勢に追いついておるのではありませんけれども、過磷酸だけに参つて再びつけるというところは、経済の支障になるところ、例えば硫酸とあるとか、電力であるとか、騒音であるとか、運賃であるとか、電気料であるとか、かような過磷酸製造のエレメントに対して参つておるのであらざれば決定できないというところは、これは常識的に考えられることであります。従いましてなんか過磷酸というものがぼつねんと取残されておる産業になつておるのであります、その波及するところは価格政策に非常に無理が起る。そうして今日の流通経済の上に一大支障を来しておりまして、すでに四月以降の新しい値段をきめなければならぬ段階にありながら、依然として今日なお本当の指示額を定めることができない。業者と政府との間に妥結ができないという現状にあることは、非常に私は肥料政策の上に弊害が甚しいことである。今まさに肥料を根肥としてたくさん入れなければならぬ状態にありながら、例えば全購運のごときは、自分の持つておる品物をなんぼに売つたらいいか見当がつかないというふうな取引上の大混乱を来しておる。従いましてこの肥料の流通が阻止されておるというふうなことになるのであります。この点につきましては、この硫酸に限らず一般に對する肥料行政と申しますか、肥料政策というものにつきまして、この我が通産委員会におきまして、今後この問題は農村政策と非常に重大な関連を持つておるのであります。單に農林委員会が自分たちの農村を愛する余り、その経済の実態を捕提することができなくて、ただ補助を出せばいいんだ。肥料が安ければいいんだというふうな、そういう單純な考え方ではこれに臨まれることは、甚だ肥料工業、インダストリーとしての工業の基礎を危うくすることになるのであります。どうして今後我が国の経済は、御承知の通り自力で、採算的で、それが暴利でなくとも、資本に對する配当若しくは償却が行われるのでなければ、産業の基礎が危うくなる。然るに今の態勢を以てするといふと、農村政策のためならば、如何なる肥料会社を犠牲にしても、なおかまわぬという農林委員会、今までもやりました、盲目的な結論にいつも陥つて、これによつて農林省のかた／＼も農林委員会の非常な鼻息が強く、これに對してどうも手も足も出ないようなことを我々は承るののであります。かくては非常に全国的な肥料政策の誤りになると思ふので、この点につきまして、特に通産委員のかた／＼におかれても本委員会にこの問題はいつか今議院中ではむずかしいかも知れませんが、補助金を過磷酸に与ふことの可否、並びに農村経済との關係について一つ深く徹底的の御研究をお願いしたいというのを私は要望いたしまして、この法案に私個人として賛意を表するものであります。

○委員長(深川榮左門君) それじや時間でも大分経過いたしましたから、一時間ばかり休憩いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

○委員長(深川榮左門君) (異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(深川榮左門君) それじや一時半から又続行いたします。これを以て休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(深川榮左門君) 只今から通産委員会を続行いたします。

午前中に引続きまして硫酸アンモニウム増産及配給統制法を廃止する法律案について御審議を願ひます。

○樺葉夫君 法案そのものについては別に意見はございせんが、これに關連して……頂いておられます資料によりますと、昨年度の硫酸アンモニウムの生産の実績であると思ひますが、百五十万トンというのはこれは実績でございせんか。

○政府委員(長村貞一君) 実績でございせん。

○樺葉夫君 このうちで輸出と国内需要というのはどのくらいの比率になつておりますか。

○政府委員(長村貞一君) はつきりした数字は今資料を持つておりませんが、大体のところは、昨年度大体硫酸換算にいたしまして十一万くらいになつております。

○樺葉夫君 十一万トンですね。それで国内の需要というのはいくらでございせんか。

○政府委員(長村貞一君) 昨年度は大体二百萬トンであります。

○樺葉夫君 二百萬トンの需要に對して生産が百五十万トン、そのうち十一万トンを輸出して約六十万トン国内需要不足というところですか。

○政府委員(長村貞一君) 御承知の通り昨年は公団手持ちのものが多量ございましたので、それで賄つております。

○樺葉夫君 今後の需給の見通しは如何ですか。

○政府委員(長村貞一君) 数字につきましては申し上げると、昭和二十六年度年度の窒素肥料の需給の見込みを申し上げます。これはもとより前提として電力の問題等いろいろございまして、これがこの肥料年度の中でどう変わりますかということによつて現実の実績が多少異なつております。

一應私どもの予定いたしておるところに従つて申し上げます。以下全部硫酸換算にいたしまして硫酸、石灰窒素等を含めまして、窒素肥料總体といたしまして硫酸換算して昭和二十六年度年度の供給の總量が二百四十一万トンと考へております。これに對しまして大体需要が二百一十一万トン程度と考へております。

○樺葉夫君 これで今後も輸出をして行くことは必要でありますし、要請されることと思ひますが、国内需要をそのために圧迫するといふふうなことは考へにございせんか。

○政府委員(長村貞一君) お尋ねのうちに硫酸の輸出につきましては、できるだけ限りこれが伸びて行くことが望ましいと思ひますが、根本的な考え方としては、私どもは肥料というものの性質から国内需要の充足ということとを第一義的に考へております。先づこれを充足いたしまして、然る後に余力を駆つて輸出をいたしたい。言葉を換えて申しますれば、強いて国内需要

に對する供給を切りまして輸出に振向けるという考へ方はとつておりません。

○樺葉夫君 只今の御説明を承りまして、当面必要な国内需要がまだ満されてない。生産の状況、今後需要を満たすだけの増産計画について何か考へてはどうか。

○政府委員(長村貞一君) 先ほど申しました昭和二十六年度の窒素肥料の需給關係から申しますと、二百四十一万トンの供給に對しまして需要二百一十一万トン、つまり需要と供給の關係では供給が国内需要を上廻つてゐる数字が出てゐるわけでありまして、これは硫酸と石灰窒素両方含めましての数字でございます。先ほど申し上げました数字でございます。先ほど申し上げましたのは硫酸だけでございまして、私の申し上げましたのは、硫酸石灰窒素を含めまして考へますならば、窒素肥料といたしまして昨年度は十分に国内需要を充足し得たものとかうに考へております。

○樺葉夫君 この法案はもうすでに先ほど小野委員から御指摘になりましたように、すでにこれはないものになつてゐるも同様である。従つてこの法案が今度廃止になりましたからといつて、国内価格、肥料価格に直接影響を与えるようなことはないと思ひますが、当局でも肥料価格の上にこの法的措置を講ずることが今後影響を与えるという心配はないといふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(長村貞一君) この法律數カ条残つておりますが、實質的には殆んど中味がからになりまして、僅かに残つておりますのは、杜撰の限外発

要不足といふところですか。

○政府委員(長村貞一君) 御承知の通り昨年は公団手持ちのものが多量ございましたので、それで賄つております。

○樺葉夫君 今後の需給の見通しは如何ですか。

○政府委員(長村貞一君) 数字につきましては申し上げると、昭和二十六年度年度の窒素肥料の需給の見込みを申し上げます。これはもとより前提として電力の問題等いろいろございまして、これがこの肥料年度の中でどう変わりますかということによつて現実の実績が多少異なつております。

一應私どもの予定いたしておるところに従つて申し上げます。以下全部硫酸換算にいたしまして硫酸、石灰窒素等を含めまして、窒素肥料總体といたしまして硫酸換算して昭和二十六年度年度の供給の總量が二百四十一万トンと考へております。これに對しまして大体需要が二百一十一万トン程度と考へております。

○樺葉夫君 これで今後も輸出をして行くことは必要でありますし、要請されることと思ひますが、国内需要をそのために圧迫するといふふうなことは考へにございせんか。

○政府委員(長村貞一君) お尋ねのうちに硫酸の輸出につきましては、できるだけ限りこれが伸びて行くことが望ましいと思ひますが、根本的な考え方としては、私どもは肥料というものの性質から国内需要の充足ということとを第一義的に考へております。先づこれを充足いたしまして、然る後に余力を駆つて輸出をいたしたい。言葉を換えて申しますれば、強いて国内需要

に對する供給を切りまして輸出に振向けるという考へ方はとつておりません。

○樺葉夫君 只今の御説明を承りまして、当面必要な国内需要がまだ満されてない。生産の状況、今後需要を満たすだけの増産計画について何か考へてはどうか。

○政府委員(長村貞一君) 先ほど申しました昭和二十六年度の窒素肥料の需給關係から申しますと、二百四十一万トンの供給に對しまして需要二百一十一万トン、つまり需要と供給の關係では供給が国内需要を上廻つてゐる数字が出てゐるわけでありまして、これは硫酸と石灰窒素両方含めましての数字でございます。先ほど申し上げました数字でございます。先ほど申し上げましたのは硫酸だけでございまして、私の申し上げましたのは、硫酸石灰窒素を含めまして考へますならば、窒素肥料といたしまして昨年度は十分に国内需要を充足し得たものとかうに考へております。

○樺葉夫君 この法案はもうすでに先ほど小野委員から御指摘になりましたように、すでにこれはないものになつてゐるも同様である。従つてこの法案が今度廃止になりましたからといつて、国内価格、肥料価格に直接影響を与えるようなことはないと思ひますが、当局でも肥料価格の上にこの法的措置を講ずることが今後影響を与えるという心配はないといふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(長村貞一君) この法律數カ条残つておりますが、實質的には殆んど中味がからになりまして、僅かに残つておりますのは、杜撰の限外発

行に關する規定だけでございまして、
事實的にはこの限外發行に關する規定
とは同様な規定が商法改正法律その
他によりまして新らしくできておりま
すが、それと丁度入れ代るといふ關係
で無用になりまして廢止をするといふ
だけにございましてと思ひます。従いま
してこの法律を廢止いたしまして、社
債の問題その他の金融操作の面では、
ほかの法律で従前と同じような効果を
得られると思ひます。特に價格の問題
につきましては、この法律の廢止によ
りましては全く影響ない、かように考
へます。

○榊原夫君 当局のその言明を聞いて
私も安心いたしました。主要な農産
物価格につきましては、特に主穀につ
きましては未だに供出の制度が残り、更
に米価につきましても、政府でこれを
きめてその價格で買上げてゐる。一方
その主要な生産費とも目するべき肥料
價格というものが全く手放しになつて
いるといふようなことは、私は国の政
策としては片手落ちだと思ふのです
が、これは局長にお伺いするのによ
つと無理かと思ひますが、御見解を承
わりたいと思ひます。

○政府委員(長村貞一君) 非常に大き
な問題でございまして、私からお答
申すのは如何かと思ひますが、先ほど
申し上げましたように需給の面から申し
ますならば、現在の供給力は国内の
需要を十分に満たし得る程度になつて
おるわけではございません。従いまし
て、この需給の關係から、もとよりこれは
季節的な需要のある問題でございま
すが、一年のうち季節的なフラクチュ
エーションはあり得るわけではござい
ますが、通観して見ますならば、需給關係

から推して、價格の問題につ
いても、甚だしくこれが上るといふよう
な心配はないものと考へております。
ただ私どもは、御承知の通り肥料の價
格といふものは、食糧の關係その他農
業面におきましても非常に大きな影響
を及ぼすわけではございまして、肥料工業
といふものが健全な基礎におきまして
十分に伸びる、同時に又その價格もそ
の基礎において合理的なもので得る限り
安いものでありたい、行政面でもさよ
うな氣持で参りたい、かように存じて
おります。

○下條義兵君 私は午前他の會議に出
ておりました。若し午前中にどなたか
から私が今から質問しようと思は
す一、二の点についてのお尋ねがあつた
とすれば、特にお答え願ひなくともい
いのですけれども、今の榊原委員の質問
に關して一、二お尋ねしたいと思ひ
ます。

その第一は、心配いたしますのは、
今問題になつてゐる電力料金値上の問
題であります。仮に今論議されてゐる
ように、七割上ると確安の價格に二二
%ぐらいのコスト高が生ずるといふこ
とでありますけれども、それについて
化学局としてはどういふ対策をお考
へになつておられるか、その点をお伺
いしたいと思ひます。

○政府委員(長村貞一君) 電力の値上
りの價格に及ぼします影響の計算
は、今検討中ではございまして、はつき
りしたことは何でございまして、大体
電解法によります確安、これにつ
いて見ますと、一〇%から十数%ぐ
らの影響があるのではないかと今の
ところ思つておるわけではござい
ます。石炭のほうは、御承知の通り、電力の消

費といふものは、電解法に比べて非常
に少くございまして、これに對します
影響は更に少いと思ひます。
○下條義兵君 いま一つお尋ねしたい
と思ふのですが、電力の事情は今年の
降雨量にもよると思ひますけれども、
非常に不足して來ると思ひます。一方
に又特需或いは新特需といふ方面の電
力の需要があつて、肥料のほうの電力
が非常に制限されるというやうな虞れ
がありはしないかと心配してゐるの
ですが、そうしますと、今榊原委員が指
摘しましたやうに、確安の供給量が非常
に少くなつて、確安の價格が非常に上
つて來るというやうな虞れも生じや
ないかと思ひます。それに対する見解と當局
の対策を一つお尋ねいたします。

○政府委員(長村貞一君) 電力の年間
の割當の見通しは、いろいろ問題があ
ると思ひますが、御承知の通り肥料以
外の面におきましても相當の需要もあ
るかと思ひます。私どもとい
たしましては、肥料の性質と申しま
すか、肥料の用途面、これは是非とも
国内需要は十分に充足しなければなら
んと思ひます。少くともその線までの電
力の確保といふものはこれは十分に
できるかと思つております。更にそれ以
上何ほどの電力を以て、従つて又何
ほどの輸出余力ができるかといふ問題
が起きますのでありますが、国内需要の面
では、先ほど申しました二百十萬ト
ンの国内需要に不足するやうな電力面
から來る生産減少といふことは、只今
のところは懸念をいたしておらない
のであります。

○山川良一君 法案自体の問題であり
ませんが、確安の物価その他の値段の
ことがありましたので承わりたいので
すが、現在流布されておる電力代の値
上の影響、あれは事務局案と言われて
おりますけれども、あの案を案する
と、確安に使用する電力代は三倍く
らいになるやうな案になつておるや
うに思われるのです。それを消費者に
嫁されることはちよつといかんのじや
ないかと思ひますが、あつて電力の
値上げ、まだ事務局案という段階では
ありませんが、當局としてはあつてい
うことについてどういふふうにお考
へになつておりますか。

○政府委員(長村貞一君) これはや
一般的に問題になるかも知れませ
んが、肥料の方面では特に電力を喰
ひます關係で、肥料の價格といふもの
は、御承知の通り、農業面に非常に影
響を及ぼしますものであります。従つて
その價格もできる限り安いは望まし
いわけではございまして、そういう關係
から申しますと、電力の値上げ、これ
によりまして價格の構成面でも相當な影
響も見えますので、無論私どもとい
ましては、肥料生産の面からは電力料
金は少しでも安いことは望ましいと思
ひますが、先ほど値上げの影響につ
きましてちよつと数字を申し上げ
ましたが、我々事務的に申し上げます
ならば、やはり肥料面から申します
ならば、電力料金といふものはできる
だけ安い、而も豊富な良質な電氣とい
ふものが望ましいと、かように考へて
おります。

○山川良一君 実は公益委員會で電力
代をきめるという話の過程において、
某方面から、政府は消費者の立場にな
つて考へたらいだらうという話も
あつたやうに聞いておりますが、私は

少し今度の電力代の値上げについて、
政府の考へ、事務局は少し熱意がな
いのじやないかといふやうな電力關係
の當局者のかたはむしろ電力会社の味
方のような案を考へておられるやうな
氣がしますので、まあ全体の電氣の二
割ぐらいを消費されておる化学工業で
ありますので、是非それがどういふ
やうになつてどういふやうに國民生活に
影響を及ぼすか御研究願ひまして、妥
当なところへ落ちつくやうに御盡力願
ひたいと思ひますのであります。(異議な
しと呼ぶ者あり)

○委員(長村貞一君) ほかに御
發言ございせんか。
○栗山良夫君 電力の問題が出ました
ですけれども、私は化学局長に方針と
してのお考へを一つ承わつて置きたい
と思ふのは、普通の産業とのバランス
をとる意味におきましても、どうい
うな生産原価の中に、材料的な意味を以て
高率なパーセンテージを占めておるよ
うな、例えば確安のやうな工業にお
きましては、電氣料金を国の政策から
して、昔行なつておりましたやうな工
合に、割安にするとか、そういうた
うな措置をとるための政策料金的な
ものを私は設定しなければいかんのじ
やないか、そういう工合に考へるので
ありますが、これに對しての御見解は
如何ですか。

○政府委員(長村貞一君) お話のよ
うに、化学工業の電力は、量から申し
ましても、いわゆる大口の三分の一ぐ
らいを占めております。それから性質
から申しましても、普通の動力の電氣
と違ふのでございまして、影響も非常
に大きいわけではあります。先ほどか
の御指摘の通りに、私どももこの問題

真剣に取上げておるわけでありすが、料金の立て方の問題も、今のお話のような御見解御尤もな御見解だと思ふのであります。これはただ料金制度全般の問題とも関連いたしますので、その点私どもとしてもなお十分に検討させて頂きたいと思つております。

○栗山眞夫君 私はいさ／＼／＼という政策料金という考え方を主張して参つておるのであります。これは特定産業だけでなしに、一般社会政策的な意味を以てそれを行ななければならぬといふことを力説して来たのであります。が、いろいろ事情で以てそういうことをやり得るような時期もだん／＼近づきつつあるように私は考えますので、どうか政府のほうとしては、そういう構想を以て本間に国民にサービスをする産業のあり方を考えて頂きたい。そのためには、やはり材料である電気についても格段の措置をしなければならぬという考え方の具体化に研究を一つ願いたいと考えます。

○小野義夫君 これは一つ硫安についてまあ硫安が一番……電気は高くても、電気も国産品だし、その他石炭等につきましても国産品で、殆ど硫安といふものは国産品だと思ふのです。そこで今要請されている台湾、朝鮮、これは勿論のことでございますけれども、東南アジア地方も、だん／＼／＼中国あたりに対しては日本が将来硫安を供給するといふことは、距離的に見ましてその他の条件から見まして、日本が一番いい資格を持つてゐると思ふます。従いまして、この輸出問題を單に農林省の当局の考えは硫安を極力ダブつかしてしまふ。そうして資金的にも困り、それから競争的にも安売りを

して叩き合ひをして、硫安製造業者はできるだけ採算を割つて売らうなことを要望されているように思われるのですけれども、私もそれはさうでなく、これはどうしても国策として、将来やはり硫安をうんと輸出するような国にならなければならぬ。電力拡充問題もありまされども、その最終目的は、やはりこの化学工業の発達に寄与してこれを輸出しよう、こういうものだと思ふのです。それで昨年は御承知の通り非常にたくさん需要があつたのですけれども、結局農林省に非常に頭張られちやつて、十一万トンかその輸出し出せなかつた。今年は僅かに五万トン内外を輸出するというようなことになつたようでありまされども、今度不要期になりますと、どうしても業者の手許には三十四、五万トンくらいな滞貨を見らると思ふのです。が、今までは公団とかなんといふもので政府が一応買上げて、それで調節をして高く売れば政府が放出するといふような、大変うまいそこをやり方があつたのですね。もう政府持ちというものは、殆んどなくなつたやうと思ふのですが、殆んどなくなつたやうと思ふのですが、その点はどうか。あれは政府が持つておつたいわゆる公団の残品ですね、硫安の……。

○政府委員(長村貞一君) 公団の残品は殆んどございせん。○小野義夫君 そうしますと、これは非常に今のうちに一方に輸出は極度に抑えられて来るし、それから業者の手許に丁度公団的な一つの役割が自然に來るということになると、これに對して特別の金融如何措置をとらなければならぬのですが、その点はどうか。ことにあります。

○政府委員(長村貞一君) 公団の残品は殆んどございせん。○小野義夫君 そうしますと、これは非常に今のうちに一方に輸出は極度に抑えられて来るし、それから業者の手許に丁度公団的な一つの役割が自然に來るということになると、これに對して特別の金融如何措置をとらなければならぬのですが、その点はどうか。ことにあります。

○政府委員(長村貞一君) 公団の手持は九万トンくらいしか、殆んどない状態でございませう。従つて新しい配給機關に途中で変るといふことが必要でございまして、それに対する金融問題があるのでもございませう。これは配給關係にもなりますので、只今農林省が中心になりましていろいろと心配してゐるのであります。

○委員(長村貞一君) 今本會議が始まりますので、半時間くらいで済むらしいですから、こゝでちよつと半時間くらい休憩いたします。なお引続をいたしますから、次回に審議をお願いいたします。

午後二時三十分休憩

午後三時四十分開會

○委員(長村貞一君) それじや通産委員会を執行いたします。

○小野義夫君 それでは簡単にまとめ一つ申上げますが、日本の硫安といふのは、今のうちに農民と申しますか、地方の需要だけというか、何ぼ要するというのをそのまま放置するにおきましては、いつまで経つても私は本當の肥料価値を發揮するものが却つて窒素肥料をやり過ぎるところの弊害もあると思ふのです。そこで反當とくらしいにすればいいといふことは、農林當局ではつきり科学的に決めなければならぬのに、私が従来農家その他農林關係の間に硫安をやり過ぎるじやないか。日本は堆肥もあり、緑肥もあり、化学肥料もあつて、その上に又硫安をやらなくたつていいのだから或る程度、ただ、需要々々といつてめちやくちや硫安をやると、却つて農作物に害

があるのじやないかという議論をしましても、これに對してなお間違つていふという御議論もまだ出ないのです。かような次第でありますから、農林省と將來輸出を御折衝になる場合、どうして今自分のところばかり言うて、朝鮮の農業はどうなつても、台湾の農業はどうなつてもかまわないうような態度に出ますといふと、勢い私は肥料の市場をアメリカなりその他の國に譲つてしまふことになるのでありますから、どうしても或る程度の輸出は是非多少不十分でも継続してやることがあると認めるものであります。將來の考えを一つ承つて置きた

○政府委員(長村貞一君) この硫安のみならず化学肥料工業が、一面におきましては国内の食糧の生産の確保の上から基本的に必要なものであることは疑いのないところでございませうが、輸出産業としても、これは非常に大きな意味を持ちまして、特に日本の立地的な立場を考えますならば、東洋市場におきかます最も大きな、又最も力のある供給源であると思ひます。この意味で輸出産業としての肥料工業の確立及び振興といふことは私どもといたしまして特に力を入れなければならぬと思ふのであります。同時に又国内の供給の確保といふことも考えなければならぬのであります。我々として今この農業經濟に及ぼします影響、或いは農業經營面に占めますウェイトといふものは、十分考慮に入れないとすればならぬのであります。両面を満足して行くということになると思ふのであります。この点から特に最

近は一面におきまして国内供給を満足すると共に、輸出の促進について特別の力を入れておるわけであります。需要面等を見ても、輸出産業としての肥料工業に対する理解、及び日本の輸出用肥料工業の健全な発達ということにつきましましては十分の理解を持つておられると私は確信しておるわけでございませうが、問題は現実の需給のバランスの数字の問題に帰するわけであります。この点におきまして、供給の面におきましては或いは電力の關係或いはパイプラインの關係、生産のキャパシティーの關係から比較的確が見ましても確実な数字をつかみ得るのであります。が、需要の面では只今御指摘のございましてはよろしくと議論が存在するわけであります。この点私どもは常に事務的に安本を中心にしたしまして、關係者集りまして、実績に基づきます数字の検討といふことを繰返しつつ、少くとも余力を見つめて輸出をいたしたいと思つておるのであります。特に時期的に見ましても東亞市場、東洋市場に對します肥料の輸出といふことは最も大切な時期になつておると思ひますので、今後とも更に一段と力を入れて参りたいとかやうに存じておるわけであります。

○委員(長村貞一君) ほかに御發言もございませうです。質疑は盡きたものと認めて御異議ございませうか。

○委員(長村貞一君) 異議なしと呼ぶ者あり。

○委員(長村貞一君) 異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそ

れぞれ賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

別に御意見もないようでございますから討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川鑒左工門君) 異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案について採決いたします。硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(深川鑒左工門君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は本院規則第四百条によつてあらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになっておりますから、これは委員長において本案の内容を、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川鑒左工門君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつております。本案を可とするかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

栗山 良夫 小野 義夫
上原 正吉 下條 恭兵

樺 繁夫 高瀬 莊太郎
山川 良一 駒井 藤平
境野 清雄

○委員長(深川鑒左工門君) 次に計量法案並びに計量施行法案、而案を議題といたします。質問のあるかたの御発言をお願いいたします。

○栗山良夫君 この計量法で問題になりまする点は、やはり計量の検定行政につきましては検定官にすべてを一任をするに好都合になるわけであり、従つて検定官が真に国の検定官として公正妥當な処置をとられるかどうかといふことは、この計量法案の中の重要なポイントであるといふことは考へるものでありますが、ただ問題は、検定官が業者との共謀、その他業者とのいろいろの好ましくない関係において、厳正たるべき検定が曲げられるといふことがあれば、由々しいことだと思ふのであります。この際過去にそういうふうな実例があつたかどうか。若しあつたといふことは、今後どういふふうな取締り、或いは具体的な対策を以て臨まんとしておるか、その点を伺つて置きたい。

○政府委員(玉置敬三君) 計量調査官のほうは今回初めて作つたのであります。お話を通して極めて重要な職務でありますから、これが任用その他につきましては、遺憾のないように、十分人選をいたしますときに、計量行政の極めて重要なことを常に指示して参りたいと思ひます。御質問の点は、或いは果の実際の検定官或いは府県或いは中央の検定官についてのお話も中に入つておるのではないかとありますが、こ

れらにつきましては、いろいろ業界その他からの立場におきまして多少のお話しその他を聞いたことはあるのですが、私どもも、かかる事実の点がないようなら、私もとすれば、従来から実態はあらゆる面で注意をされて来た点であり、今回も特に取締りでありまして、か、検定に当ります者は教育所の過程を経るということ、一方におきましても教育、又その勤務の極めて重要であることを常に力説をせしめまして、遺憾のないように先ずかきかいたいと思ふのであります。そのために今回の法律の中にも計量教育所といふものを設けまして、検定等に從事する者はこの課程を終了した者を採用するといふ途を講じたわけであります。

更に具体的問題等におきましては、事前に調査官がそういうことのないように、当然行政としても指導育成すべきものであります。万一遺憾な、検定の方法を誤つたり、或いは認定の方法を誤るというふうなことがあつた場合には、更に制度を設けまして利害関係者に十分なる利益を確保せしむるという途を更に講じたわけであります。

以上申し上げましたように本来の職務の重要性とそれから、その職員採用につきましては、極めて重要なことを想定いたしまして慎重を期し、爾後におきまして万が一かように本法案に書きまじつたような事態があらはれたらば、それを以て更に遺憾のないように注意しまして、関係業者の利益を損しないといふことをモットーにしたいと思つております。

○栗山良夫君 この計量法案の目的の一つは、計量器の検定を全国的に統一

いたしまして国民の利害を公正に図りたい、こういうことが狙いであると思ひますが、そのためには中央、地方或いは地方相互間の検定の厳正なる統一を圖らなければならぬといふので、私はこの前のような任務を遂行させるために、計量調査官の性格を明らかにしたならば如何かといふことを質疑をいたしたことがあります。そのときに政府側の答弁といたしましては、私の意図する計量調査官の性格とは違ひまして、全国的に数名の調査官を任命するに過ぎない、こういうお話があつたのであります。従ひましてその点は了承したのであります。従ひましてその点は、いさしましてこれを具体的に調整をし、そして統一的な制度を設けまして、常時調査官のような制度を設けまして、そして事故が起きないやうなことでなくて、起きないやうに然るべき善処を行政の面であつて行かなければ、目的は達せられないのではないかと、思ふのであります。そういうやうな一種の査察官制度のようなものを、行政の執行にあたりまして考えられる余地があるまいかと、この点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(玉置敬三君) お話の通りその点は極めて重要な点であります。ことと考へますので、調査官の一つの行政行為といたしまして、十分事前的にかかる法律に書きまじつたやうな欠陥の起らないやうに十分注意いたしまして、平素の重要な任務の一つといたしたいと考へております。

○栗山良夫君 これは大臣並びに局長にちよつと伺いたいと思ひます。こと、検定官が計量器を検定いたします場合には、勿論定められました基準に

よつて行ふのでありますけれども、検定官の自由裁量によりまして、相当に運用の面においては幅があると思ふのであります。従ひましてその自由裁量の分野の運用如何によりましては、業者に不公正な取扱ひを与えて、そして好ましくない事態も招来すると思ふのであります。今までのところそういう問題があらはれたかつかつたか、そういうやうな事情を大臣がお聞きになつたことはあるまいか。その点を一つ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(横尾龍君) 只今の栗山委員のお話、至つて重大な問題であります。裁量によつて左右するといふことについては、これは避けなければならぬ事柄であります。併しそういうことのないやうに努めておられますけれども、不幸にしてそういうことがあつたといふことは耳に入つたことがありますが、実際それがどういふことをしたかといふことは調べていないのであります。併し今後はそういう事態が起らんやうに是非善処したいと考へております。

○政府委員(玉置敬三君) そういう事態が起らないやうにすることは当然であります。構造、公差につきましてはつきりともう少し基準を考へ、内容を改める必要があるといふことを私も考へまして、その点そういう面から今御指摘の点が起らないやうに十分注意をいたして行きたいと考へております。

○栗山良夫君 話がちよつと前後した感がありますが、先ほど私が局長に御質問し答弁を願つたことと合せまして、只今の質問並びにこれに答えられたお考えを十二分に運営の面において

完璧を期せられるように一つ御努力を願いたいと思います。

○委員長(深川榮左門君) はかに御発言(ごい)いませんか。……ほかに御発言もなければ質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左門君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ〴〵賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。なお修正意見のおありのかたはこの際お述べをお願いいたします。

○栗山良夫君 私は計量法案に対する修正案を提出したものであります。修正の内容を申し上げます。

先ず第二十条第一項中に「二十四人」とありますのを「三〇人」に改めたいと思ひます。

又第二十条第二項及び第二十二條第二項中「関係行政機関の職員」の下に「及び学識経験のある者」を加えるようにしたいと思ひます。修正案に対する説明を申し上げます。

先ず最初に二十条の關係であります。本条の第二項には、計量行政審議会の会長及び委員はすべて関係行政機関の職員のうちから通商産業大臣が任命するというのが原案であります。私が考えるのは、こういう計量行政全般に亘ります重要な問題に關しましては、審議會を設けまするならば、ただ單に關係行政機関の職員のみに限定するのではなくて、更に広く一般民間の学識経験者の参加を求めまして、この計量行政の權威ある運営を進めて行かなければならぬと思ひます。

ります。そういう観点からいたしました。私は關係行政機関の職員のはかに学識経験のある人を加えたいと思ひます。これと全く同じ考え方をもちまして、第二十二條の計量行政審議會におきまする専門委員につきましても、又学識経験のある者を加えられたいと思ひます。

そこで第二十条に委員二十四名とありますのを三十名に変更いたしましたのは、これは学識経験者を加えます場合に於きましては、關係行政機関の職員を選ぶにいたしても、非常に行政内部におきまして各方面に計量行政は關係があらますために、二十四名を予定せられたような状態であるのでありまして、これに更に学識経験者を民間から加えるということになりまして、いささか以て人数の点において不足するのではないかと考へるのであります。三十名というのには、絶對的に動かすべからざる数字であるといふところまでは私も確信がないのでありますけれども、一応この程度の人數を確保して置く必要があるのではなからうか、こういう考へで修正案を提案いたしましたわけでありまして。

だがここで以上のような理由でございまして、修正案を提出いたしますと同時に、政府側には意見を申し上げて置きたいことは、只今説明をいたしましたような理由からいたしまして、この行政審議会の運営というものは特段な注意と配慮によつて運営を是非ともせられたいといふことである。特に学識経験者を民間から参加せしめる場合であります。この法律案においては、關係行政機関の職員と学識経験者の振り合ひについては一

言も触れていないのであります。政府の全く自由裁量になるわけでありまして、私は少くとも委員におきまして、又専門委員におきまして、その必要とする人数の三分の一程度は学識経験者の参加を得なければならぬと思ひます。かような点におきましては、どうかその運営に當りまして、十二分に本員の意のあるところを尊重せられまして、そうして実行せられたいと思ひます。

又行政審議會はこの法案の審議の過程におきまして、いろいろ意見が各方面から提出せられておつたのであります。そういうような未解決の問題も重要事項として審議をせられるのであります。又この計量法案の定めるところによりまして、計量行政の画期的の運営をせられなければならないのであります。そういう恰好について通産大臣の諮問に應じて答申をし或いは建議せられることになつております。どうかこの行政審議會が十二分に機能を發揮し得るような弾力性のある処置をお願いしたいと思ひます。

私は只今申し上げました修正案を除きまする残余の部分につきましては賛成をいたすものであります。ただ一言意見を申述べさせて置きたいことは、この性格といたしましては、國際的に協力の立場からメートル法をとるのことは當然でありまして、そして産業の國際的發展を期する上から、メートル法の上に計量行政を築いて行こうといふ考へ方でありまして、私どももいたしましては極めて賛成をいたすものであります。併しいろいろ日本の昔の計量行政の経緯を俄かに挾拭することができないために、ヤード、ポンド法並び

に尺貫法の計量單位を昭和三十三年の十二月三十一日まで延ばすことになつておるのであります。私は今一歩思い切りまして、この辺でメートル法一本建による、すでに米國、英國ともそういう方針に向つて前進しつつあるのでありますから、一步を先んじてさうな飛躍的な計量行政の確立を是非とも図りたいと思へたのであります。けれども、原案はそこまで参つておりませんので、遺憾をいたしますが、今後の運営におきまして、この法の定めるところによつて昭和三十三年十二月三十一日までには、是非ともメートル法一本建に相成りますような國民的指導を是非とも願ひたいと思ひます。

勿論法律だけによつてさうなことを行うことができないのであります。これは普及におけるところの國民的な計量に対する関心を高めまして、そうして國民みづからこれをやるような指導と措置を政府がせられなければならぬと思ひます。幾ら法律に魂を入れましても入らないわけでありまして、さうな意味でお願いしたいと思ひます。

それから先ほども私は質問して申し上げておりますように、この計量法案の中心となつておる点は、計量器の検定を全國的に統一いたしまして参りたいといふのが趣旨でありますから、そのためには政府側の答弁にもありまして、たような工合に、是非ともこの目的が達せられるような格段の措置をお願いしたいと思ひます。

苦しめ、或いは延いては使用者であるところの國民全体にその影響を及ぼすようなことがあつてはなりませんので、飽くまでも検定官は嚴正公平な立場を以ちまして、統一的な検定が行われるように指導をせられて然るべきものと考へるのであります。特にすでに政府側においては若干はお認めになつておりますように、今までの検定官がややもいたしますと、さういふような極めて高い権限を持つておりますがために、その権限を好ましくない方面に使用せられまして、さうして中には特定業者の利益に偏するやうな行為が行われた事例もなしとしないのであります。従ひまして飽くまでもさうな検査官が出ませんやうに、検査官自身の教育指導に重点を置いて頂きますと同時に、その検査が真に公平の立場に立つて計量行政を行いますことのできるやうな指導、監督に最も意を用ひられたいことを附加して私の賛成意見とする次第であります。

○委員長(深川榮左門君) はかに御発言はございませんか。……別に御意見もないやうでございまして、討論は終結したものと認めて御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左門君) それでは計量法案について採決いたします。

先ず討論中にありました栗山君の修正案を議題に供します。栗山君提出の修正案に賛成のかたの挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(深川榮左門君) 全会一致でございまして、よつて栗山君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました栗山君の修正にかかる部分を除いて内閣提出にかかる法案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手をお願いいたします。

(議員挙手)

○委員長(深川榮左工門君) 全会一致と認めます。よつて計量法案は全会一致を以て修正議決されました。

○委員長(深川榮左工門君) 次に計量法施行法案について採決したいと思ひます。計量法施行法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

(議員挙手)

○委員長(深川榮左工門君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

而案合わせまして本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によつてあらかじめ多数意見者の御承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長において両案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ひことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、両案を可とされたかたは、順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

古池 信三 栗山 良夫

小野 義夫 上原 正吉
下條 恭兵 高瀬莊太郎
山川 良一 境野 清雄
棒 繁夫

○委員長(深川榮左工門君) この際通産大臣から發言を求められておりますから、許可いたします。

○國務大臣(横尾龍君) 計量法、計量法施行法の二案を提出いたしました。が、殊に計量法は非常に長いものであります。短い期間で御審議を願つて御可決をお願いしたことに對して厚くお礼を申し上げます。今度の修正につきましては、私どもこの修正に對しては同意見で賛成をいたすものであります。又栗山委員からいろいろな点について御指摘頂きましたことに對しては、その趣旨に副つて善処して行きたいと思ひますので、さう御了承をお願いいたします。

○委員長(深川榮左工門君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(深川榮左工門君) 速記を始めて。それで通産委員会はこれで閉会いたします。

午後三時五十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 深川榮左工門君

理事 廣瀬與兵衛君
古池 信三君
栗山 良夫君

委員

上原 正吉君
小野 義夫君
小松 正雄君
棒 繁夫君
加藤 正人君

高瀬莊太郎君
山川 良一君
下條 恭兵君
駒井 藤平君
境野 清雄君
横尾 龍君

國務大臣 通産大臣 横尾 龍君

政府委員 通産省 首藤 新八君

通産省 通商局長 井上 尙一君

通商省 通商局長 玉置 敬三君

通商省 通商局長 長村 貞一君

通商省 通商局長 山本友太郎君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 石井由太郎君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

通商省 通商局長 小田橋貞壽君

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、大理石を鉱業法追加鉱物石灰石より削除の請願(第一八九九号)

第一八九九号 昭和二十六年五月十四日受理

大理石を鉱業法追加鉱物石灰石より削除の請願

請願者 山口県美祿郡大嶺町山陽石材工業株式会社取締役社長 田邊孝三外十三名

紹介議員 重宗 雄三君

本年一月三十一日より実施された新鉱業法および採石法によつて、大理石の採石を追加鉱物として石灰石に含まれることになり、法定鉱物として新鉱業法の適用を受けることになった。しかるに大理石の採石業は移動性を有し、採掘、租賦権の設定等より業者に多大の不便を与え、業界の発展に種々の支障をきたす結果となるから、大理石を鉱業法追加鉱物石灰石より削除せられたいとの請願。

五月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、緊要物資の売払に関する法律案

緊要物資の売払に関する法律案

緊要物資の売払に関する法律案

緊要物資の売払に関する法律案

緊要物資の売払に関する法律案

緊要物資の売払に関する法律案

緊要物資の売払に関する法律案

昭和二十六年六月二十日印刷

昭和二十六年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所